

質問への回答  
(広島県民文化センター)

令和4年8月19～25日受付分

質問事項	具体的な内容	回答内容
<p>質問1 募集要項 P.2 (ホール休館について)</p>	<p>令和5年度に最大7ヶ月ホールが使用不可となるとありますが、使用不可期間の利用料収入は別途協議されるという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>募集要項 P.7 にあるとおり、大規模修繕に係る責任は県が負うこととなっております。現在、可能な限りホールの営業を続けたまま工事を実施する方法を検討しているところですが、実際に使用不可となる期間については、減収分を補填させていただくことを検討しております。</p>
<p>質問2 募集要項 P.2 (ホール休館について)</p>	<p>令和5年度についてはホール付近のトイレ改修工事に伴い、ホールの使用は不可(最大で7ヶ月・9月～3月)とありますが、この間の収入減に対する営業補償はあるのでしょうか。 あるようでしたらその場合の補償金額についてご教示ください。</p>	<p>募集要項 P.7 にあるとおり、大規模修繕に係る責任は県が負うこととなっております。現在、可能な限りホールの営業を続けたまま工事を実施する方法を検討しているところですが、実際に使用不可となる期間については、減収分を補填させていただくことを検討しております。 補填金額は期間が未確定のため未定ですが、補填金額の算出方法については、過去に別の工事で「過去3年間における一日あたりの平均利用料金収入実績額×休館日数」とした事例を参考にする予定です。</p>
<p>質問3 募集要項 P.2 (7・8階について)</p>	<p>地上7～8階の共済組合所有部分の管理につきまして、共済組合が別途委託予定とありますが令和3年度末で閉館されている旧鯉城会館が令和5年度から再開されると考えて宜しいでしょうか。 鯉城会館の過去の委託の内容と委託金額をご教示ください。</p>	<p>「別途委託予定」としているのは、清掃など最低限の管理業務を委託するという意味で記載しております。 なお7・8階については、所有者が共済組合であるため、再開の有無や過去の委託内容等の詳細については共済組合に御確認ください。 (当該部分について、現時点では今後の活用の予定はないと聞いております。)</p>
<p>質問4 募集要項 P.2</p>	<p>地上5～6階の県立広島大学・わたしらしい生き方応援課所有部分の管理につ</p>	<p>5・6階については、所有者が学事課高等教育担当とわたしらしい生き方応援</p>

(5・6階について)	きまして、別途契約予定とありますが、過去の契約の内容と契約金額についてご教示ください。	援課であるため、過去の委託内容等の詳細については各課に御確認ください。
質問5 募集要項 P.2 (7・8階について)	令和5年に予定されております G7 サミットに関わる利用以降の利活用について現時点で計画があればご教示ください。	7・8階については、所有者が共済組合であるため、共済組合に御確認ください。 (現時点では今後の活用の予定はないと聞いております。)
質問6 募集要項 P.2 (レストランについて)	レストランは契約変更後も継続して営業予定でしょうか。賃貸借契約の期間および営業の意向について、現時点でのご予約で構いませんのでご教示ください。	1階と地下1階のレストラン部分については、現時点では、用途を指定せず公募をかける予定としております。 契約期間等については、現在検討中のため未定です。
質問7 募集要項 P.4 (選定委員会について)	選定委員会の委員の方々(職種等)と選定委員の人数についてご教示ください。	選定委員会は文化芸術課長及び外部委員5名(利用者団体代表、施設に関する関係団体、学識経験者、経営の視点を有する者、労務管理の視点を有する者)の6名で構成されています。
質問8 募集要項 P.8 (リスク分担について)	新型コロナウイルス感染症による影響については協議事項とありますが、令和2年および令和3年の追加委託料の支払決定に至った判断基準をご教示ください。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて県が自粛・休止・停止等を要請している期間においては、県立施設の設置者である県からの指定管理者に対する要請は実質的な指示であることから、一定の計算により減少したと判断したものについては、委託料の増額により対応しています。
質問9 募集要項 P.8 (広島県が支払う委託慮の額(管理費用基準額)について)	管理費用は5年間で373,620千円とありますが、鯉城会館の閉館に伴う経費増を含めたものでしょうか? エネルギーなどの急激な高騰等による、水光熱費等の上昇については別途協議の対象となるのでしょうか?	7・8階の旧鯉城会館部分の管理費用については、引き続き共済組合が負担するものであるため、含めておりません。なお、令和5年度以降、共済組合から県に返還される地下1階・1階のレストラン部分に係る管理費用の増加分は含めております。 水光熱費等の大幅な上昇については、基本協定締結時に想定し得なかった社会経済環境の大きな変化であることから、今年度、別途県が負担することとしております。次年度以降については、動

		向を注視し、対応を検討することになります。
質問 10 募集要項 P.14 (広島県民文化センターの利用の状況について)	ホール・練習室・展示室の利用区分換算につきまして、令和元年度分の数値のみ、資料で記載がされていますが、日換算と同様、平成 29 年から令和 3 年迄の 5 年間分の実績を午前・午後・夜間別にご教示ください。	別表 1 のとおりです。
質問 11 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	標準的収支モデルの積算根拠をご教示ください。	原則、平成 25 年度～平成 28 年度の収支実績の平均値から算出した一年度分の金額を基準に、その後の特殊要因を加味し算出したものを記載しています。なお「その他の収入」については平成 30 年度と令和元年度の平均値から算出している他、「設備等保守」と「清掃・植栽・警備等」については、特殊要因としてレストラン返還に伴う管理費用の増加分を加算して算出しています。
質問 12 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	収支計画を作成するにあたり、現指定管理者が計画された令和 4 年度の収支予算につきまして様式第 4 号の 3 にある収支計画書の収入の部、支出の部、各項目の予算額をご教示ください。	現指定管理者が作成した令和 4 年度の予算に係る収支計画については、現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。
質問 13 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	収支計画書(様式第 4 号の 3)にある標準的収支モデルの意図するところ(意味)と収支モデルを出された理由、及び各項目の標準金額の算出根拠についてご教示ください。	標準的収支モデルは、円滑に施設管理を行っていただくため、5 年間の管理費用基準額設定の根拠とした収支計画であり、参考までに 1 年分を記載しております。 なお算出根拠については、原則、平成 25 年度～平成 28 年度の収支実績の平均値から算出した一年度分の金額を基準に、その後の特殊要因を加味し算出したものを記載しています。なお「その他の収入」については平成 30 年度と令和元年度の平均値から算出している他、「設備等保守」と「清掃・植栽・警備等」については、特殊要因としてレストラン返還に伴う管理費用の増加分を加算して

		算出しています。
質問 14 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	収支計画を作成するにあたり、収入の部の項にある県減免負担額について、過去 5 年間分 (平成 29 年～令和 3 年) の減免負担額実績及び内容 (条例・規則ごと) をご教示ください。	減免負担実績及び内容については、別表 2 のとおりです。
質問 15 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	収支計画を作成するにあたり、収入の部の項にあるその他の収入見込みについて過去 5 年間分 (平成 29 年～令和 3 年) のその他の内容 (内訳) 及び項目ごとの収入実績についてご教示ください。	過去 5 年間の収入・支出の実績については、広島県のホームページ「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」で御確認ください。 令和 3 年度 :
質問 16 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	収支計画に於ける支出の部、光熱水費を算出するにあたり過去 5 年間分の支出額実績についてご教示ください。 ※電気・ガス・水道・その他 (内容を含めて) のそれぞれの支出実績額。	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/shiteikannrikannriunneizyoukyou.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/shiteikannrikannriunneizyoukyou.html</a> 令和 2 年度 : <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/shiteikanri-uneijyoukyou-r2.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/shiteikanri-uneijyoukyou-r2.html</a>
質問 17 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	収支計画に於ける支出の部、設備等保守点検費を算出するにあたり過去 5 年間分の支出額実績についてご教示下さい。 ※消防・電気・舞台照明音響・エレベータ・その他 (内容を含めて) のそれぞれの支出実績額。	令和元年度 : <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/shiteikanri-kanriunei-r1.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/shiteikanri-kanriunei-r1.html</a> 平成 30 年度 : <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/shiteikanri-uneijyoukyou30.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/shiteikanri-uneijyoukyou30.html</a> 平成 29 年度 :
質問 18 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	収支計画に於ける支出の部、清掃・警備費を算出するにあたり過去 5 年間分の支出額実績についてご教示下さい。 ※清掃委託・樹木植栽・警備委託・排ガス測定・その他 (内容を含めて) のそれぞれの支出実績額。	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/h29kannriunneu.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/h29kannriunneu.html</a> なお、詳細な金額の内訳については、現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。
質問 19 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	収支計画に於ける支出の部、施設維持修繕費を算出するにあたり過去 5 年間分の支出額実績についてご教示下さい。 ※修繕費・その他 (内容を含めて) のそれぞれの支出実績額。	また「その他」の項目については、該当するものがあれば御記入ください。
質問 20 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3	収支計画に於ける支出の部、事務局費を算出するにあたり過去 5 年間分の支出額実績についてご教示下さい。	

収支計画書について)	※事業用消耗品費・事務費・法人税及び住民税・その他(内容を含めて)のそれぞれの支出実績額。	
質問 21 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	<p>収支計画に於ける支出の部, その他費用を算出するにあたり過去 5 年間分の支出額実績についてご教示下さい。</p> <p>※事業所税・自主事業・保険・運営費・その他(内容を含めて)のそれぞれの支出実績額。</p>	
質問 22 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	<p>収支計画に於ける支出の部, 人件費を算出するにあたり, 現管理運営体制の状況(正規職員=責任者・担当者別の配置人数, 臨時職員=配置人数, その他職員=内容と配置人数について※出来れば過去 5 年間分)をご教示ください。</p> <p>またそれぞれの人件費の実績について※出来れば過去 5 年間分をご教示ください。</p>	<p>現行の管理運営体制については, 現指定管理者のノウハウに当たり, 権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため, 教示できません。</p> <p>令和 3 年度以前の人件費の実績については, 広島県のホームページ「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」で御確認ください。</p> <p>なお, 配置人員数については以下のとおりです。</p> <p>館長 常勤 1 名 副館長 常勤 2 名 庶務経理 常勤 2 名 受付広報 常勤 5 名</p> <p>※その他の人員配置については, 現指定管理者のノウハウに当たり, 権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため, 教示できません。</p>
質問 23 募集要項 P.19 (様式第 4 号の 3 収支計画書について)	<p>標準的収支モデルの積算根拠をご教示ください。</p> <p>またこの数値は共済組合様が撤退されることで変更される負担割合を加味した数値でしょうか。</p>	<p>原則, 平成 25 年度～平成 28 年度の収支実績の平均値から算出した一年度分の金額を基準に, その後の特殊要因を加味し算出したものを記載しています。なお「その他の収入」については平成 30 年度と令和元年度の平均値から算出している他, 「設備等保守」と「清掃・植栽・警備等」については, 特殊要因としてレストラン返還に伴う管理費用の増加分を加算して算出しています。</p>
質問 24	標準的収支モデルの中に県減免負担額	減免については, 広島県民文化センタ

<p>募集要項 P.19 (様式第4号の3 収支計画書について)</p>	<p>が収入として記載されていますが、純粋に毎年の収入として考えて良いのでしょうか？ どういった減免内容なのかご教示ください。</p>	<p>一設置及び管理条例で定めており、指定管理期間中に指定管理者が行った利用料金の減免については、毎年予算の範囲内で補填することとしております。</p> <p>なお公募による指定管理開始から現在までに、減免負担額が発生しなかった年はありません。</p>
<p>質問 25 募集要項 P.19 (様式第4号の3 収支計画書について)</p>	<p>収支計画書の人件費の項目について、警備職員や清掃職員は含まれるのでしょうか？ ご教示ください。</p>	<p>標準的収支モデルにおいては、警備職員や清掃職員の人件費は「清掃・警備費」に含めて算出しております。</p>
<p>質問 26 募集要項 P.12-28 (様式3, 5, 7, 8, 9 押印について)</p>	<p>左の様式について、押印は不要との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>押印は不要です。</p>
<p>質問 27 募集要項 P.13-17 (様式第4号の1 事業計画書【提案項目5】申請者の取組姿勢について)</p>	<p>「施設の目的や公共性を踏まえ、県と連携し、施設運営するための組織を構築する上での基本的な考え方及び取組を示してください」とありますが、こちらの項目には、施設運営・管理上の要協議事項等に関する県と当社の連携体制について記載すればよろしいのでしょうか？ 例) 利用目的に反した内容と思われる利用申請に関しては県と協議の上、施設使用を許可しない等</p>	<p>提案項目5には、県と指定管理者との連携・協働体制について、日常的にはどうするか、協議事項が発生した場合にはどうするか…など、基本的な考え方や取組について、広く御記載いただけたらと思います。</p>
<p>質問 28 募集要項 P.29 (別紙1 指定管理業務の遂行上必要な資格等一覧について)</p>	<p>電気主任技術者について、施設常駐になりますでしょうか？ ご教示ください。</p>	<p>電気事業法の規定に基づき、適切に配置してください。</p>
<p>質問 29 仕様書 P.31 (第3章 維持管理業務について)</p>	<p>1.建物・設備機器管理業務, 2. 防災, 警備業務, 3.清掃, 廃棄物処理の現在の委託業務の内容, 金額をご教示ください。</p>	<p>各委託業務の内容については、仕様書に記載のあるとおりです。</p> <p>金額については、過去5年間の収入・支出の実績を掲載している広島県のホームページ「指定管理者制度導入施設の</p>

		管理運営状況について」で御確認ください。
質問 30 仕様書 P.32 (職員の配置と業務時間について)	業務時間について、建物設備員が 21 時まで、警備員が 24 時までになっています。確認ですが、泊まりは無しとの認識でよろしいでしょうか。また、警備員が 24 時までの理由をご教示下さい。	宿直勤務はありません。 警備員が 24 時までなのは、レストランの営業時間が 24 時までであるためです。なお 24 時から朝 7 時 30 分までは、機械警備となっております。
質問 31 仕様書 P.32 (職員の配置と業務時間について)	現状の配置人員（管理員、清掃員、警備員など）及び勤務シフト実績の開示が可能であればご教示ください。	配置人員数については以下のとおりです。 館長 常勤 1 名 副館長 常勤 2 名 庶務経理 常勤 2 名 受付広報 常勤 5 名 なお、その他の人員配置及び勤務シフト実績については、現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。
質問 32 仕様書 P.32 (職員の配置と業務時間について)	防災・警備業務の深夜勤務の職員について、館内駐車場の利用は可能でしょうか？ご教示ください。	可能です。
質問 33 仕様書 P.32 (建物・設備機器管理業務について)	建物・設備機器管理業務において、設備管理業務に使用する備品・消耗品の費用負担区分はどのようになりますでしょうか？ また設備員が使用する備品の目録がございましたらご教示ください。	施設において設備管理業務に使用する備品・消耗品は、指定管理者の負担となっております。 設備員が使用する備品や消耗品の目録はありません。
質問 34 仕様書 P.33-35 (その他業務について)	エレベーター保守や空調設備、自動ドア、屋上ゴンドラ、中央監視装置など P.33 から P.35 に記載されている業務のメーカー、型番をご教示ください。	各設備のメーカーについては、別表 3 のとおりです。型番については管理していないため、教示できません。 なお、保守点検業者については、現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。
質問 35 仕様書 P.34 (舞台・照明・音響)	P 34 舞台・照明・音響装置・保守管理」に 1.照明等保守管理業務【技術者 1 名の常駐】とありますが、常駐設備員と別に	常駐設備者とは別に、舞台・照明・音響装置の保守管理を行う技術者の配置をお願いします。

操作保守管理について)	技術者 1 名を配置しなければならないのでしょうか？	
質問 36 仕様書 P.35 (屋上ゴンドラ保守点検について)	屋上ゴンドラ保守点検について、ゴンドラのメーカーをご教示ください。合せて、各施設機器のメーカーや型番等を開示頂く事は可能でしょうか？	ゴンドラ及び各設備のメーカーについては、別表 3 のとおりです。なお、型番については管理していないため、教示できません。
質問 37 仕様書 P.41 (清掃・廃棄物処理業務について)	トイレットペーパー、ゴミ袋等の消耗品の年間使用数量をご教示ください。	消耗品の年間使用数量については、県への報告事項としていません。
質問 38 仕様書 P.41 (フィルター清掃について)	「フィルターの定期清掃等」が月 1 回とありますが、空調機 251 台分のフィルターを毎月清掃しなければならないということでしょうか？	仕様書に記載のとおりです。
質問 39 仕様書 P.42 (廃棄物処理業務について)	【廃棄物処理業務】(2) について、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみ・残菜・廃油など一ヶ月でどの程度の量が廃棄されていますでしょうか？ご教示ください。不明であれば、現業者を教えてください。ことは可能でしょうか？	月ごとの廃棄量については、県への報告事項としていません。 なお現在の契約業者については、現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。
質問 40 仕様書 P.43 (廃棄物処理業務について)	【廃棄物処理業務】(4) ～廃油は、指定の回収業者に渡され～とありますが、回収業者は決まっているという事でしょうか？もし、決まっているのであれば、業者を教えてください。ことは可能でしょうか？ご教示ください。	「指定の回収業者」とは、「指定管理者が指定する回収業者」という意味で記載しております。 なお現在の回収業者については、現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。
質問 41 仕様書 P.43 (施設修繕業務について)	トイレの全面改修工事以外で、広島県の方で計画している修繕があればご教示ください。	現時点では、トイレ工事以外は未定です。

<p>質問 42 (別紙 3 維持管理費の負担割合について)</p>	<p>委託管理費の現状の案分負担費用をご教示ください。パーセンテージは記載がありますが、金額が不明な為。</p>	<p>当該負担割合により負担した費用については、過去5年間の収入・支出の実績を掲載している広島県のホームページ「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」で御確認ください。そちらに記載した額が、当時の負担割合で按分した額となっております。</p> <p>なお、内訳については、現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。</p>
<p>質問 43 (別紙 3 維持管理費の負担割合について)</p>	<p>光熱給水費の按分について、もう少し具体的にご教示ください。</p> <p>例えば、全体の使用量から各団体の使用量が副メーター等で各々分かるという事でしょうか？</p>	<p>光熱水費については、月ごとの請求額を、建物に入っている各団体の電力使用量で按分する形となっております。</p> <p>なお各団体の電力使用量については、副メーター等により把握しています。</p>
<p>質問 44 (別紙 3 維持管理費の負担割合について)</p>	<p>負担割合の決まっている業務について、今回応募の際、収支計画書提案の段階で考慮するのでしょうか？考慮するのであれば、弊社積算金額を100として按分するのでしょうか？ご教示ください。</p>	<p>今回御提出いただく収支計画書は、別紙3の負担割合に応じて「県民文化センター」に係る管理費用を記載してください。</p>
<p>質問 45 (添付資料－1 管理保管資料一覧表について)</p>	<p>左記資料について、図面類や取扱い説明類、点検報告書類は都度開示頂く事は可能でしょうか？ご教示ください。</p>	<p>行政文書ですので、行政文書開示請求を行っていただき、開示の可否について判断します。</p>
<p>質問 46 (添付資料－2 広島県民文化センター等建物・設備機器一覧表について)</p>	<p>電気設備点検について、下記書類を開示頂く事は可能でしょうか？ご教示ください</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.単線結線図（必須）</li> <li>2.年次点検報告書（任意）</li> <li>3.月次点検報告書（任意）</li> </ol> <p>又、必要に応じて設備図面や機器メーカーを教えて頂くことは可能でしょうか？</p>	<p>行政文書ですので、行政文書開示請求を行っていただき、開示の可否について判断します。</p> <p>また、各設備のメーカーについては、別表3のとおりです。</p>

<p>質問 47 (添付資料－3 設備機器管理基準について)</p>	<p>消防・防災設備について、以下の3点ご教示ください。</p> <p>1.連結送水管 耐圧性能試験は含むのか 2.泡消火設備 一斉開放弁の開放試験は含むのか 3.自家発電設備 負荷運転は含むのか</p>	<p>法令等の規定に基づき、適切に実施してください。</p>
<p>質問 48 (添付資料－6 広島県民文化センター清掃基準について)</p>	<p>「随時」および「適宜」と記載のある作業について、具体的な清掃頻度もしくは清掃時間の実績をご教示ください。</p> <p>また、履き拭き作業が含まれていない地下レストラン、カフェテリアの随時巡回清掃とはどのようなものかご教示ください。</p>	<p>具体的な回数等は定めておりません。必要に応じて、適切な管理を行ってください。</p> <p>なおレストラン等の巡回清掃とは、ゴミが落ちていないか等の確認作業を想定しています。</p>
<p>質問 49 (添付資料－8 県有備品一覧表について)</p>	<p>現在の指定管理者が独自に持ち込んでいる備品・機材がありましたらご教示ください。</p> <p>また、指定管理者が変更される場合において、引き上げる予定の備品・機材がありましたらご教示ください。</p>	<p>備品一覧表に記載のもの以外は、現指定管理者の持ち込んだものになります。</p> <p>指定管理者が変更になった場合、県が備品・機材を引き上げる予定はありません。</p>